

# 群馬大学共同教育学部運営会議規程

令和 3.11.17 制定

改正 令和 6. 9.18

## (設 置)

第1条 群馬大学共同教育学部（以下「本学部」という。）に本学部の運営に関する事項について企画立案及び調整を行い、本学部の円滑な運営を図るため、群馬大学共同教育学部運営会議（以下「会議」という。）を置く。

## (組 織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 評議員
- (3) 副学部長
- (4) 人事・予算委員会委員長
- (5) 教務委員会委員長
- (6) 入学試験委員会委員長
- (7) 学生支援委員会委員長
- (8) 国際交流委員会委員長
- (9) 教育実習委員会委員長
- (10) カリキュラム委員会委員長
- (11) 附属教育実践センター長
- (12) 専門職学位課程長
- (13) 評価委員会の各専門委員長
- (14) 事務長
- (15) 学部長が指名する教員 若干人

## (任 期)

第3条 前条第15号の構成員の任期は1年とし、再任を妨げない。

## (議 長)

第4条 会議に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故あるときは、評議員又は、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

## (専門委員会)

第5条 運営会議に、専門の事項を調査検討させるため専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、学部長が委嘱する。

## (構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

## (事 務)

第7条 会議の事務は、総務係において処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和3年11月17日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される第2条第15号の構成員の任期は、第3条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

- 1 この改正は、令和6年9月18日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される第2条第15号の構成員の任期は、第3条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。